

募集 地域おこし協力隊員募集

▶申し込み・問い合わせ 田園都市推進課 ☎73-3011

市では、国の「地域おこし協力隊」制度を利用し、都市地域から本市に移住し、地域の人と一緒に活動できる人を募集します。Uターンの人も対象になります。

活動地域
山本町および財田町地域

活動内容 地域のにぎわいづくりに関する活動・中山間地域の地域活性化に関する活動

募集対象
申し込み時に20歳以上、3

大都市圏または都市地域に在住する人のうち、委嘱後、三豊市に住民票を異動して居住できる人

募集人員 2名

雇用期間 委嘱した日〜平成29年3月31日（最長3年まで延長可）

応募受付期間 5月6日（金）〜5月31日（火）

応募書類 市HPを確認、または田園都市推進課までお問い合わせください。

募集 特定公共賃貸市営住宅の入居者募集

▶申し込み・問い合わせ 住宅課 ☎73-3045

募集団地
宮尾団地（財田町財田中）
構造 4LDK
（耐火構造2階建）
戸数 1戸
使用料 48,000円
（月額）

申し込みができる人
次の条件を全て備えている人
・市内に住所または勤務場所を有する人
・同居の親族または同居しようとする親族がいる人（事実上婚姻関係にある人や婚約者を含む）
・現に住宅に困窮している人
・市町村税などを滞納していない人

申し込み方法
入居希望者は、5月2日（月）〜20日（金）の午前8時30分〜午後5時（土日・祝日を除く）までに必要書類を住宅課に提出してください。

必要書類
・申込書（住宅課、各支所にあります）
・入居予定者全員の住民票・所得証明書および納税証明書（学生を除く15歳以上の人）など

・世帯の月額所得が15万8千円〜48万7千円の人
・申込者または同居親族が暴力団員でないこと
入居予定時期 6月中旬

くらし 児童扶養手当制度のお知らせ

▶申し込み・問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016

児童扶養手当とは、離婚・死亡などにより父または母がいない児童や、父または母が重度の障がいのある状態にある児童を育てている父もしくは母または養育者に対して、その児童が18歳になった年度末（障がいがある場合は20歳未満）まで支給されます。

支給対象
・父母が離婚した後、どちらか一方とのみ生計を同じくしている児童
・父または母が死亡した児童
・父または母が重度の障がいの状態にある児童
・父または母の生死が明らかでない児童
・父または母に1年以上遺棄されている児童
・父または母の申し立てにより保護命令を受けた児童
・父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
・母が婚姻によらないで懐胎した児童

手当が支給されない場合
・児童が里親に委託されたり、児童福祉施設などに入所しているとき
・児童や手当を受けようとする父もしくは母または養育者が日本国内に住んでいないとき
・父または母が婚姻（事実婚含む）していないとき
・平成15年4月1日以前に支給要件に該当してから5年を経過しているとき（母子家庭の場合のみ該当）

手当額（月額）
平成28年4月分から児童扶養手当額が変更になりました。

全部支給	42,330円
一部支給	9,990円
2人目は5,000円、3人目以降は、3,000円ずつ加算されます。	42,320円

*一部支給額は、所得により10円単位で減額されます。
*所得により手当の全部の支給が停止される場合があります。

詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

くらし 知っていますか？災害時要援護者登録制度

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

災害時要援護者登録制度とは、市では、避難時に家族などの支援が十分に受けられず、地域の皆さんの支援を必要とする人（災害時要援護者）に、災害情報の提供や避難の手助けが素早く、安全に行われるようにするために、災害時要援護者登録制度を設けています。

災害時要援護者の避難支援は、地域支援者（隣近所に住んでいて、支援していただける人）や自主防災組織、自治会など、地域の皆さんによる助け合いが基本となります。

災害時要援護者登録の対象者
在宅で生活する、次のような人が対象です。

- ①介護保険の要介護認定者およびこれに準ずる人
- ②身心障がい者
- ③65歳以上の一人暮らし高齢者およびこれに準ずる世帯の人
- ④①〜③以外で、避難の際に地域の皆さんの支援が必要な人

地域支援者とは
災害時要援護者を普段から在宅で生活する、次のような人が対象です。

- ①介護保険の要介護認定者およびこれに準ずる人
- ②身心障がい者
- ③65歳以上の一人暮らし高齢者およびこれに準ずる世帯の人
- ④①〜③以外で、避難の際に地域の皆さんの支援が必要な人

登録を希望する人は、個人情報や地域に提供されることに同意のうえ、申請してください。

申請方法
制度への登録を希望する人は、地域支援者を自分で見つけて、福祉課または各支所に登録申請書を提出してください。地域支援者を見つけたことが困難な場合は、自治会長や民生委員、児童委員にご相談ください。市は登録申請書をもとに登録台帳を作成し、その台帳を災害時要援護者が居住する地区の自治会長や民生委員、児童委員に提供し、災害時に避難誘導などの支援を行っていただけるよう要請します。

登録を希望する人は、個人情報や地域に提供されることに同意のうえ、申請してください。



FU.KA.YO.MI.HI.RO.BA M's 深読みひろば

目指せ男女共同参画社会

No.46

三豊市男女共同参画推進条例が制定されました！

平成28年4月1日から、三豊市男女共同参画推進条例が施行されています。

この条例では、男女共同参画に関する基本理念や市と市民、事業者、市民団体および教育関係者それぞれが果たすべき役割を定めています。

また、行政と市民などが協力して、それぞれの役割を果たし、積極的な取り組みを推進することにより、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

男女共同参画社会の実現を目指す活動に助成します！

更なる男女共同参画社会の実現のため、市内で活動する団体が行う調査研究事業および啓発事業に対し、助成します。

対象事業 男女共同参画の意識啓発を行うもの
（例）講座、ワークショップ、座談会、映画上映、啓発グッズ作成など

対象団体 代表者および過半数以上が市内に在住、在勤、在学する5人以上の団体またはグループ

補助金額 1団体あたり上限10万円※事業に直接要する経費を対象
採用事業数 3事業以内

スケジュール
応募受付期間 5月16日（月）〜6月15日（水）
選考結果通知 7月上旬
事業実施期間 結果通知〜平成29年2月末
報告書提出 平成29年3月20日（月）まで

応募方法 応募書類に必要事項を記入の上、企画財政課に提出してください。
※応募書類の様式は、市HP、企画財政課にあります。

▼応募・問い合わせ
企画財政課 ☎73-3010